

## 適用拡大登録

区 分	殺虫剤
農 薬 名	プレオフロアブル
種 類 名	ピリダリル水和剤
登 録 番 号	第 21333 号
登 録 会 社	住友化学株式会社
登 録 日	令和 5 年 4 月 26 日

## 登録内容

農薬登録申請書第 7 項「適用病害虫の範囲及び使用方法」を以下のとおり変更する。

- ・作物名「せり科葉菜類（セルリーを除く）」を追加する。

### 【追加部分】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ピリダリルを含む農薬の総使用回数
せり科葉菜類 (セルリーを除く)	ハスモンヨトウ	1000 倍	100~300 L/10a	収穫 3 日前まで 但し、みつばの 伏せ込み栽培は伏 せ込み前まで	2 回以内	散布	2 回以内

## 使用上の注意事項

農薬登録申請書第 8 項「使用上の注意事項」に (5) として以下を追加し、以降番号を繰り下げ別紙【変更後】のとおりとする。

- (5) せり、みずかけな（水掛菜）、カラー及び花はすに使用する場合は、ほ場内に水がない状態で使用すること。また、使用后 1 4 日間は入水しないこと。

別紙

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用前によく振ること。
- (2) 散布量は対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合わせ調節すること。
- (3) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないように注意すること。
- (4) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
  - ① 散布は各散布機種種の散布基準に従って実施すること。
  - ② 無人航空機による散布にあつては散布機種種に適合した散布装置を使用すること。
  - ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
  - ④ 特定の農薬（混用可能が確認されているもの）を除いて原則として他の農薬との混用は行わないこと。
  - ⑤ 散布終了後は次の事項を守ること。
    - (a) 使用後の空の容器は放置せず、適切に処理すること。
    - (b) 使用残りの薬液は必ず安全な場所に責任者をきめて保管すること。
    - (c) 機体散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (5) せり、みずかけな（水掛菜）、カラー及び花はすに使用する場合は、ほ場内に水がない状態で使用すること。また、使用后 1 4 日間は入水しないこと。
- (6) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (7) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。